

農業次世代人材投資事業（準備型）の留意点等について

申請等にあたっては、下記の内容を十分お読みいただき、手続きをお願いします。

★交付対象者の要件は、全て満たす必要があります。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと。
※親元就農の場合は、就農にあたって家族経営協定等により責任と役割を明確にし、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承、法人化されている場合は、当該法人の経営者とすることを確約すること。
※独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に「認定新規就農者」又は「認定農業者」になること。
- 3 研修計画が以下の基準をみたしていること。
 - ①就農にむけて必要な技術等を習得できる研修機関等であると宮城県知事が認められた研修機関等で研修を受けること。
※準備型の交付を受けるためには、研修先が宮城県で認める研修機関等として認定されている必要があります。詳しくは最寄りの農業改良普及センターにお問い合わせください。
 - ②研修期間が概ね1年かつ概ね1200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - ③先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ・当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族（三親等以内のものをいう。以下同じ。）ではないこと。
 - ・当該先進農家等と過去に雇用契約（短時間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - ・当該先進農家等が、その技術力、経営力等からみて、研修先として適切であること。
 - ④国内での研修後に最長1年間の海外研修を行う場合は、就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であり、その農業経営と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
 - ⑤常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
 - ⑥生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 4 研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること。
- 5 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」に加入していること。

★次に掲げる事項に該当する場合は、農業次世代人材投資資金(以下「資金」)の一部又は全部について返還対象となります。

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合

- 3 親元就農又は独立・自営就農した者が研修計画の申請時に確約したことを実施しなかった場合
- 4 研修期間の1.5倍（最低2年間、海外研修の場合は5年間）の期間、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を継続しない場合
- 5 虚偽の申請を行った場合

★資金の交付対象者は、以下の報告書を提出しなければなりません。提出がない場合は、資金の停止や返還をしていただくことがあります。

| 種類 | 内容 | 報告時期 |
|---------|---------------------------|-----------------------------|
| 研修状況報告書 | 研修の進捗状況等 | 交付対象期間経過後1カ月以内 |
| 就農報告 | 就農形態の状況等 | 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した後、1カ月以内 |
| 就農状況報告 | 直前の6ヶ月間の営農状況を報告（研修終了後6年間） | 毎年7月末及び1月末 |

★資金の受給に伴い、次の義務や負担が発生する可能性があります。

1 税務関係

資金を受給された方は、原則として所得税の確定申告を行うことが必要です。準備型の資金は、雑所得となります。給与所得など他の所得が別にある場合は、それらも併せて確定申告（白色）をしてください。

詳細は、所轄の税務署に個別にお問い合わせ願います。

2 扶養控除関係

給付金を受給された方が生計を一にする親族に扶養されている場合、扶養控除から外れることがあります。

扶養者が給与所得者で該当する場合は、当該年分について扶養控除等(異動)申告書を提出する必要があります。

詳しくは、扶養者の勤務先の担当者に御確認願います。

★その他

教育機関等において研修をしている場合、夏期休暇等長期にわたり研修に相当するカリキュラムのない月は、給付対象期間から除かれることがあります。